

住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金

福島県外からの移住者、二地域居住者
市内居住の子育て世帯、新婚世帯などの
空き家改修・除却・状況調査費用の一部を支給

以下の①～③いずれかに関する費用の一部を支給します。

①【空き家の改修等】補助対象者の方が自ら居住するために必要となる
空き家の改修、ハウスクリーニング及び残置物処分を行う場合

②【空き家の除却等】補助対象者の方が自ら居住するために購入・または相続した空き家等の除却、残置物処分及び庭木の剪定を行う場合

③【空き家の状況調査】補助対象者の方が既存住宅状況調査基準に規定された空き家状況の把握や市場価値を明確にするために既存住宅状況調査を行う場合 ※上記①・②と重複して受給可

補助内容・対象者等の詳細

※不明な点は申請前にお問い合わせください

① 空き家の改修等

空き家とは市内の住宅で、売買契約又は賃貸借契約を締結した日の前日までに3箇月以上の間、居住していない状態にあるものをいう。(住宅の所有者が賃貸借を目的に所有及び管理されているものは補助対象外)

補助要件	<ul style="list-style-type: none">●補助対象者が自ら居住するため、購入又は賃借した空き家(改修後に併用住宅となる場合も含む。)であること。●賃借する空き家は、賃貸事業のために所有、管理されているものでないこと。●空き家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。●ハウスクリーニング、残置物処分又は庭木の剪定等を行う場合は、改修に合わせて実施すること。(改修を伴わない場合は対象外)●補助の対象とする空き家が関係法令に違反していないこと。●交付申請年度内に事業が完了すること。●交付申請年度内に定住すること(ただし、二地域居住者は除く。)。
------	---

補助対象者

※②(除却)③(状況調査)においても同じ要件を満たすことが必要です。

●県外移住者

県外から本市に転入する方もしくは申請の日から遡って、原則2年以内に県外から本市へ転入した方。ただし、現に補助を受けようとする空き家に居住している場合を除く。

●市内に居住している子育て世帯

申請時において、18歳未満の子ども及びその子を養育する者からなる世帯

	<p>●市内に居住している新婚世帯 申請時において、婚姻の届出から5年以内で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯</p> <p>●二地域居住者 県外に生活拠点を持ち、本市へ住民票の異動を行わずに一定期間(1年のうち通算して1箇月以上)を本市で生活しようとする方</p> <p>●被災者 東日本大震災により、自宅が半壊以上の被害があり市町村が発行する災証明等を受けた方</p> <p>●避難者 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法により設定された警戒区域等及び特定避難勧奨地点に居住していた方</p> <p>●既空き家居住者 申請時において、補助を受けようとする空き家(交付申請日の属する年度の前年度の4月1日以後に購入又は賃借したものに限る。)に居住している県外移住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者又は避難者に該当する者</p>
補助対象経費	<p>【改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空き家の改修に要する費用 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】※改修することが前提 ●空き家のハウスクリーニングに要する費用(空き家内外部、造付家具、設備機器等に係るものに限る。) ●空き家の残置物処分に要する費用 ●空き家が存する敷地内の庭木の剪定又は除草等に要する費用
補助対象とならない経費	<p>【改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査、設計及び工事監理費用 ●増築に係る費用 ●併用住宅における住宅部分以外に係る費用 ●空き家の改修に直接関係のない外構工事に係る費用 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】 ●移動可能な家具、家電その他備品類等のクリーニング及び改修後の清掃費用 ●空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分費用 ●家電リサイクル対象品(エアコン・テレビ・冷蔵庫等)の処分費用 ●空き家の存する市町村等が無料で収集を行うごみ(粗大ごみを含む。)及び資源物の処分費用
補助金の額	<p>最大240万円を支給</p> <p>補助対象経費の2分の1に相当する費用を上限とします。内訳は以下の通りです。</p> <p>【改修】</p> <p>補助対象経費の2分の1以内で最大150万円(二地域居住者は最大80万円) 【ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等】</p> <p>補助対象経費の2分の1以内で最大30万円(既空き家居住者は対象外)</p> <p>【加算額】</p> <p>次のア～エに定める要件を満たす場合、要件ごとに20万円を加算。ただし、加算は、3要件60万円を上限とし、補助金の額の合計は補助対象経費を超えないものとします。</p> <p>ア 空き家バンクに登録された空き家であること</p> <p>イ 県外移住者で、かつ世帯全員が40歳未満であること、又は新婚世帯若しくは子育て世帯であること</p>

	<p>ウ 県外移住者が市内に本店がある事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること又はテレワークによる県外移住者若しくは二地域居住者であること</p> <p>エ 市内に本店または支店・営業所(案内所を除く)を設置している業者が改修すること</p>
--	--

② 空き家の除却等

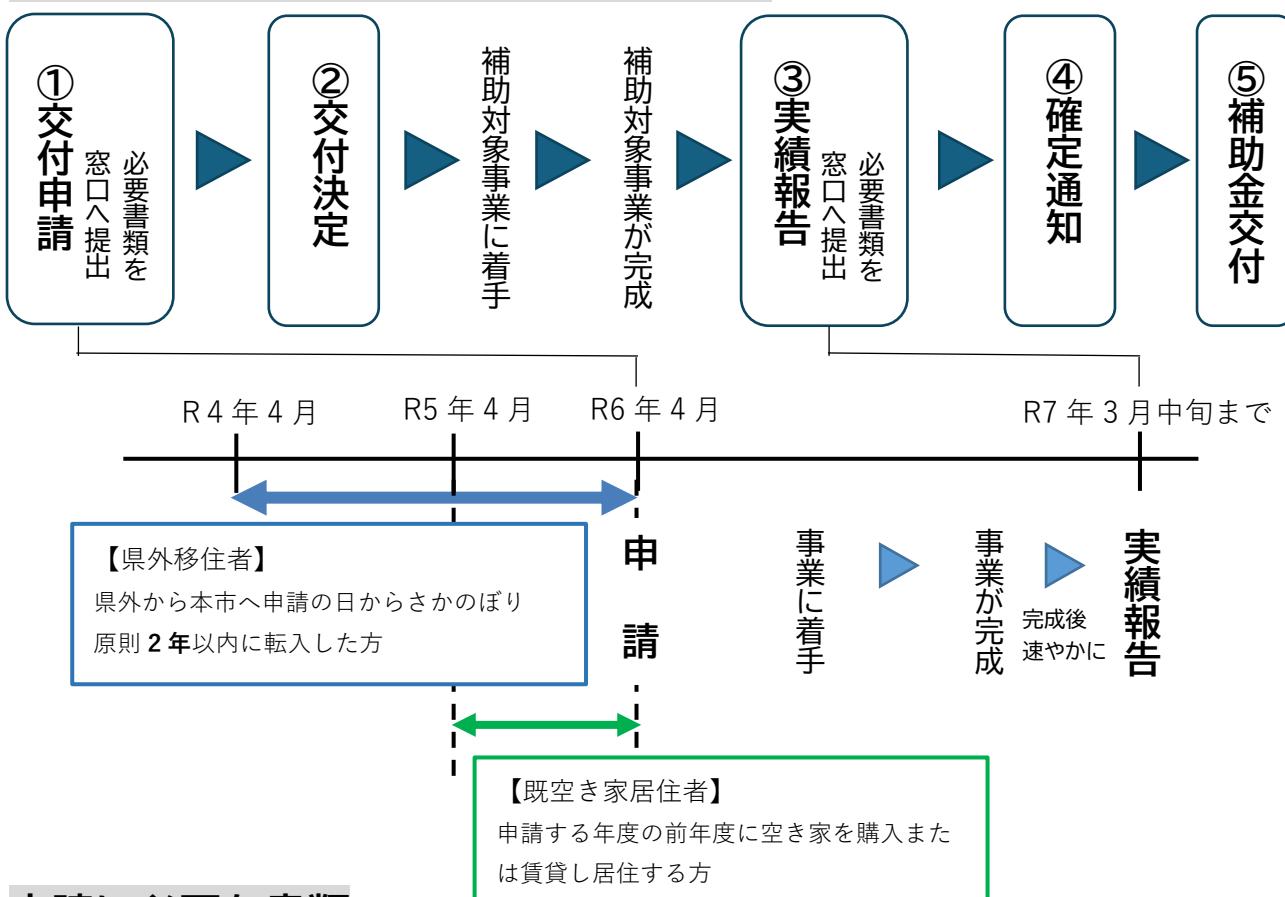
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象者が自ら居住するために購入又は相続した敷地にある空き家で、当該空き家を除却し、住宅を新築すること。 ●交付申請年度内に事業が完了すること。 ●空き家の除却後、1年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための住宅を新築(併用住宅を含む)し定住すること
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●県外移住者 ●市内に居住している子育て世帯 ●市内に居住している新婚世帯 ●被災者 ●避難者
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家及び同一敷地内に存する付属建築物の除却に要する費用 ●空き家の残置物処分に要する費用 ●空き家のある敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
補助対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ●調査、設計及び工事監理費用 ●空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分費用 ●家電リサイクル対象品(エアコン・テレビ・冷蔵庫等)の処分費用 ●空き家のある市町村等が無料で収集を行うごみ(粗大ごみを含む。)及び資源物の処分費用 ●移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや除却後に行う残置物処分費用 ●住宅の用に供する部分以外に係る除却及び残置物処分費用 ●空き家除却後の新築に係る費用(宅地造成費用含む。)
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内で最大80万円

③ 空き家の状況調査

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家であること ●申請を行った年度内に完了すること。
------	---

補助対象者	●所有者 ●相続予定者 ●購入予定者 ●賃借予定者
補助対象経費	状況調査及び状況調査報告書作成に要する費用
補助対象とならない経費	状況調査の対象である空き家とは別棟の物置、擁壁又は塀等の状況調査に要する費用
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内で最大4万円

申請から補助金が交付されるまでの流れ



申請に必要な書類

対象工事等	添付書類
下記①～③共通して必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> 交付申請書(第1号様式) 事業計画書(第2号様式) 交付申請に関する誓約書(第3号様式) 現住所の住民票の写し(世帯全員分) 空き家の現況等が分かる写真(外観、内観) 振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳等の写し 戸籍謄本、または婚姻届の受理証明 ※新婚世帯の場合 空き家に関する証明書(第4号様式) り災証明書の写し ※被災者の場合 市町村の発行する届出避難場所証明書の写し ※避難者の場合

	<p>11. 変更内容が分かる書類 ※変更申請を行う場合</p> <p>12. その他市長が必要と認める書類</p>
①空き家の改修等の申請に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改修等に係る見積書の写し又は契約書及び改修費等内訳書の写し 2. 改修等に係る部分を明記した図面(配置図、平面図、立面図) 3. 空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し ※賃借する場合 4. 二地域居住の誓約書(第5号様式) ※二地域居住者の場合 5. 就業証明書(第6号様式又は第6号の2様式) ※県外移住者が加算要件を証明する場合 6. 各加算要件を証明する書類
②空き家の除却等の申請に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 除却に係る見積書の写し又は契約書及び除却費等内訳書の写し 2. 除却に係る空き家の図面(配置図、平面図) 3. 除却後の敷地に新築する戸建住宅に係る計画図(配置図、平面図)
③空き家の状況調査の申請に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 状況調査の見積書の写し 2. 所有者を確認できる書類(登記事項証明書、市町村が発行する所有証明書等)

補助対象事業が完了後速やかに、完了実績報告書と必要書類を添えて二本松市役所へ提出してください。

完了実績報告に必要な書類

対象工事等	添付書類
下記①～③共通して必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完了実績報告書(第11号様式) 2. 契約書及び領収書の写し 3. 当該空き家を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し(避難者の場合) 4. 公共料金(水道、ガス等)契約書等の写し ※二地域居住者の場合 5. その他市長が必要と認める書類 6. 請求書(第13号様式)
①空き家の改修等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改修等を実施した部分を明記した平面図 2. 改修等の内容が分かる写真 施工前・施工中・施工後それぞれの写真を添付すること 3. 売買契約書又は賃貸借契約書の写し 4. 当該空き家が存する住民票の写し(世帯全員分) (避難者及び二地域居住者を除く。)
②空き家の除却等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 除却の内容が分かる写真 施工前・施工中・施工後それぞれの写真を添付すること 2. 除却後に新築する戸建住宅の工事契約書等の写し (工事見積書や発注書は除く。)
③空き家の状況調査	・状況調査の報告書の写し

返還 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) この要綱又は関係法令に違反する行為があった場合
- (3) 本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して3年未満で、当該住宅に定住する要件を満たさなくなった場合

お問合せ先 秘書政策課 電話 0243-24-7120

住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金交付 Q&A

令和6年4月1日

No	区分	Q	A
1	様式	様式に押印は必要でしょうか。	申請者直筆での記入であれば押印は不要です。 パソコン等直筆ではないものについては、押印が必要です。 ※シャチハタは不可。
2	補助対象者 (県外移住者)	地域おこし協力隊、新規就農者、農業ビジネス訓練所の受講生などは補助対象者に該当するか。	地域おこし協力隊等については、県外から本市に転入する者若しくは補助金交付申請の日から遡って、原則2年以内に県外から本市へ転入した者。ただし、現に補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。)で、任命期間の終了の日以前2年以内又は任命期間の終了の日後1年以内の者は補助対象者と該当しうる。
3	補助対象者 (子育て世帯)	子育て世帯について、祖父母や親族と同居する子育て世帯も補助対象となるか。	子育て世帯の定義については、以下のとおりです。 「交付申請時において、子ども及びその子を養育する者からなる世帯」であることが条件となり、親と子に限定してはおりませんので、対象だと考えられます。
4	補助対象経費 (改修等)	ハウスクリーニング、残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等は、それぞれ単独でも補助対象となるか。	改修に合わせて実施する場合に対象となります。
5	補助対象経費 (改修等)	離れた住居(母屋と通路でつながっていない)は改修の対象となるか。	対象となる場合がありますので事前にご相談ください。
6	補助要件 (状況調査)	申請時点では空き家ではないが、空き家となる見込みのある住宅は対象となるか。	空き家となる見込みのある住宅も対象となります。
7	その他	他の補助金と併用できるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・二本松市移住支援金 ・来てにほんまつ住宅取得支援事業 については併用できます。 <p>なお、秘書政策課以外で実施している制度について併用可能な制度もありますので事前にご相談ください。 国・県の補助事業については各担当窓口へお問い合わせください。</p>
8	その他	空き家の状況調査(インスペクション)とは	建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏りなどの劣化・不具合の状況を把握するための調査で、国土交通省の定める講習を修了した既存住宅状況調査技術者である建築士が行なうものです。詳しくは国土交通省ウェブサイトまたは日本建築士事務所協会連合会のウェブサイト(https://www.njr.or.jp/inspection/about/)をご確認ください。

